

3. 工作物の新設又は移転等に係る基準

(1) 配置、規模及び高さ

工作物

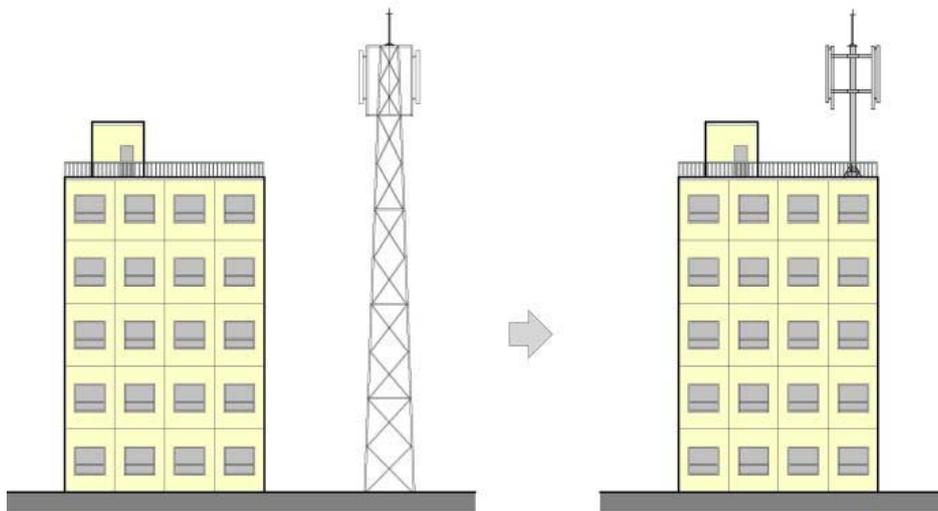
●【基準】 3 - (1) - ①

良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (1) - ①

〔例〕



○鉄塔などの工作物は、建築物上部に設けたり集合化を図り、目立たないように工夫する。

工作物

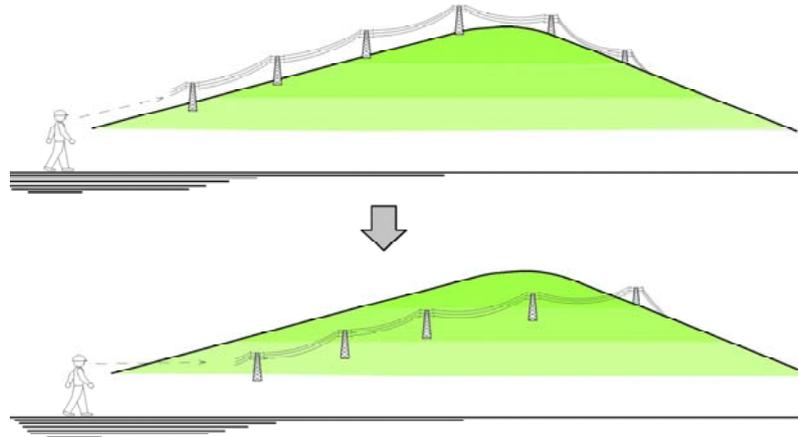
●【基準】 3 - (1) - ②

山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (1) - ②

〔例〕



○山の稜線を乱さないように工作物の配置を計画する。

工作物

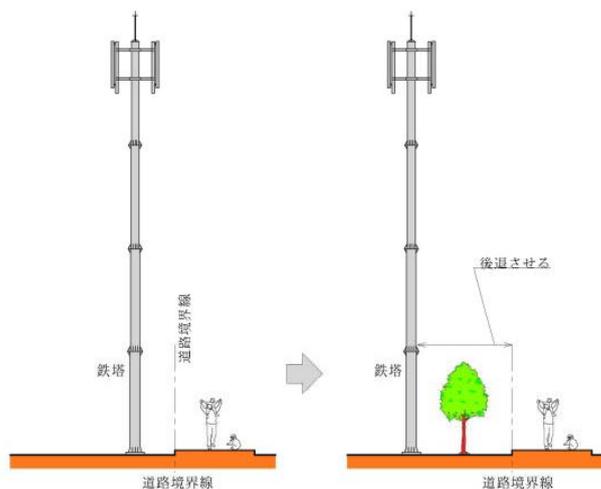
●【基準】 3 - (1) - ③

原則として、道路の境界線から 1 m 以上後退した配置とすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	工作物

『参照』 2 - (1) - ③

〔例〕



○道路境界や敷地境界から後退することで外部への圧迫感を軽減させる。

工作物

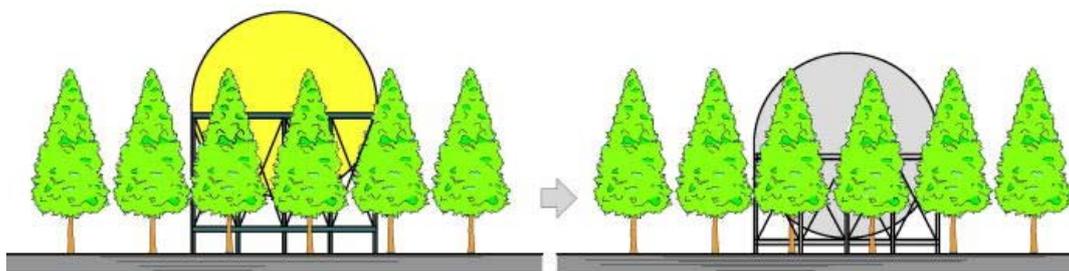
●【基準】 3 - (1) - ④

行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (1) - ④

〔例〕



○工作物などは周辺の樹木に配慮した高さ・色彩とする。

工作物

●【基準】 3 - (1) - ⑤

行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

『参照』 2 - (1) - ⑤

(2) 形態及び意匠

工作物

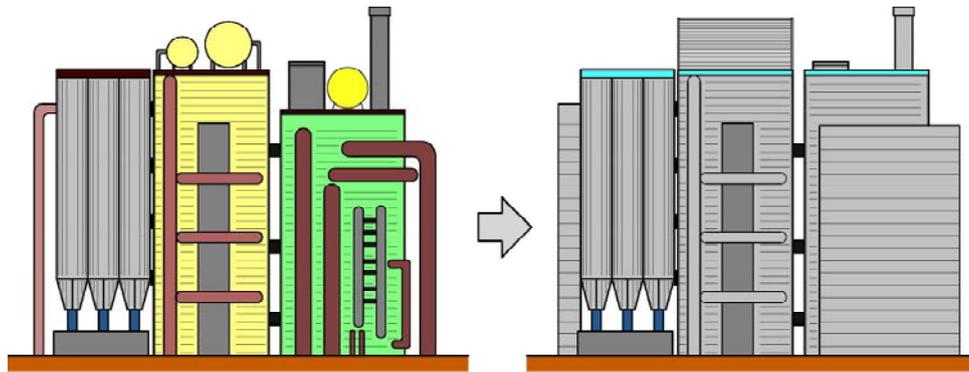
●【基準】 3 - (2) - ①

良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	工作物

『参照』 2 - (2) - ①

〔例〕



○工作物の形状や意匠を落ち着いて形にして周囲への圧迫感を軽減させる計画とする。

工作物

●【基準】 3 - (2) - ②

道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (2) - ③

工作物

●【基準】 3 - (2) - ③ - ア

外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (2) - ⑥ - ア

工作物

●【基準】 3 - (2) - ③ - イ

高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として避けること。

適用区域	第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (2) - ⑥ - イ

工作物

●【基準】 ③ - (2) - ③ - ウ

点滅する光源の設置は、原則として、避けること。

適用区域	第1種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (2) - ⑥ - ウ

(3) 色 彩

工作物

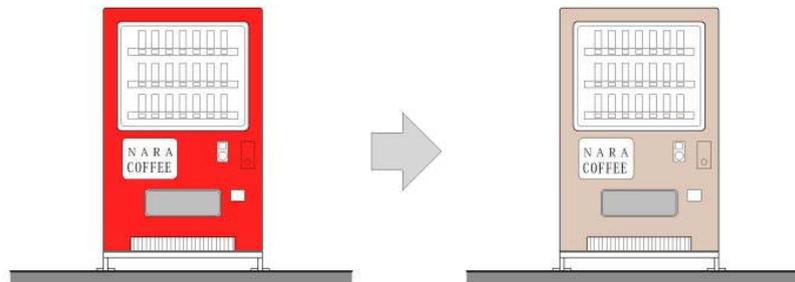
●【基準】 3 - (3) - ①

色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (3) - ①

〔例〕



○第1種特定区域に自動販売機を設置する場合は、その外観の色彩を飲料・自販機業界指定の景観対応色 [5.0Y7.5/1.5] を基本とします。

工作物

●【基準】 3 - (3) - ②

多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (3) - ②

参考

届出が必要な自動販売機について

- 届出が必要な対象区域は、第1種特定区域（法隆寺地域沿道区域、山の辺地域沿道区域）となります。
- 届出が必要な規模は、高さ1.5mを超えるものとなります。
- 自動販売機の外観の色彩は、マンセル表色系で数値規制されます。（色相 5.0YR ~ 5.0y の場合は、明度 8.0 以下・彩度 2.0 以下。無彩色の場合は、明度 8.0 以下。その他の色相は、使用不可。）
（※詳細は「奈良県景観計画」をご覧ください。）

(4) 素 材

工作物

●【基準】 3 - (4) - ①

良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (4) - ①

(5) 緑 化

工作物

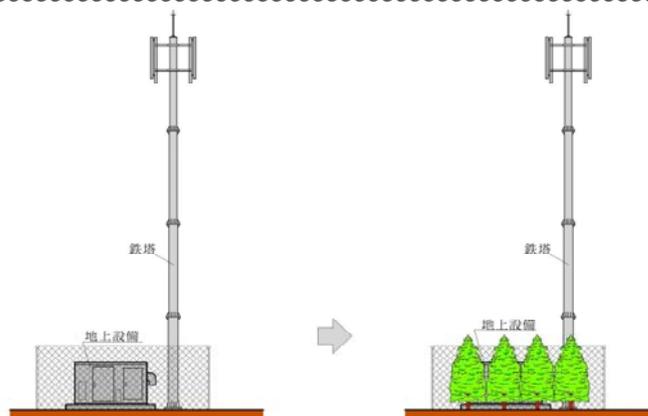
●【基準】 3 - (5) - ①

行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (5) - ①

【例】



○鉄塔の地上設備などは見える方向に樹木を植えて周囲に配慮した植栽計画とする。

工作物

●【基準】 3 - (5) - ②

住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生け垣や樹木とするよう配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物

『参照』 2 - (5) - ②

4. 開発行為に係る基準

開発行為

●【基準】 4-①

できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なりのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更

●【基準のねらい】

慣れ親しんだ地形の自然景観が、開発行為や土地の形質の変更により、大きく変化することで、良好な景観が損なわれることがあります。

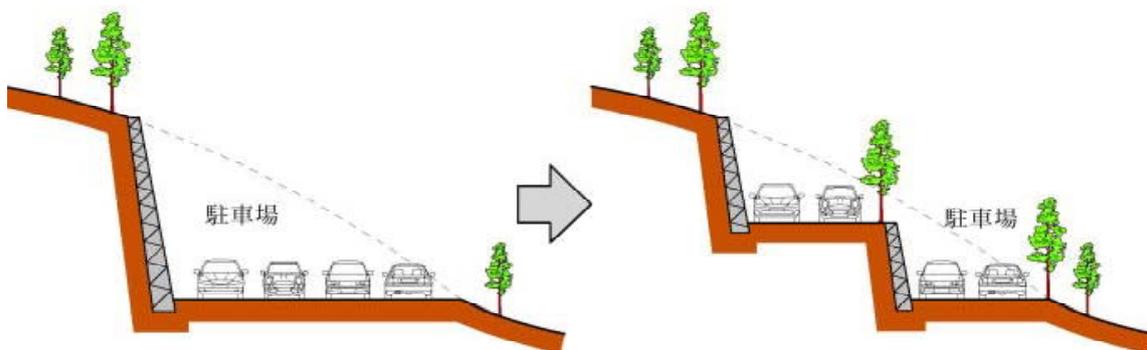
このため、現状の地形をできる限り残し、のり面や擁壁が小さくなるような造成計画とすることが重要です。

また、現状の地形を活かした造成をすることで、これまでの良好な景観を保全する他、変化のある景観とすることができます。

●【具体的方法】

- ①切土や盛土が少なくなるよう、現状の地形を活かした造成計画とする。
- ②既存の樹木や小川、池などを自然のまま残すような造成計画とする。
- ③長大なりのり面やよう壁が生じる場合は、のり面や擁壁を分割して、圧迫感を軽減する計画とする。
- ④コンクリートによる垂直擁壁はできるだけ避け、間地石積みなどの緩やかな勾配のよう壁を用いる。

〔例〕



○よう壁を作る場合は、できる限り地形を活かして圧迫感のないように計画する。

●【基準】 4-②

のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更

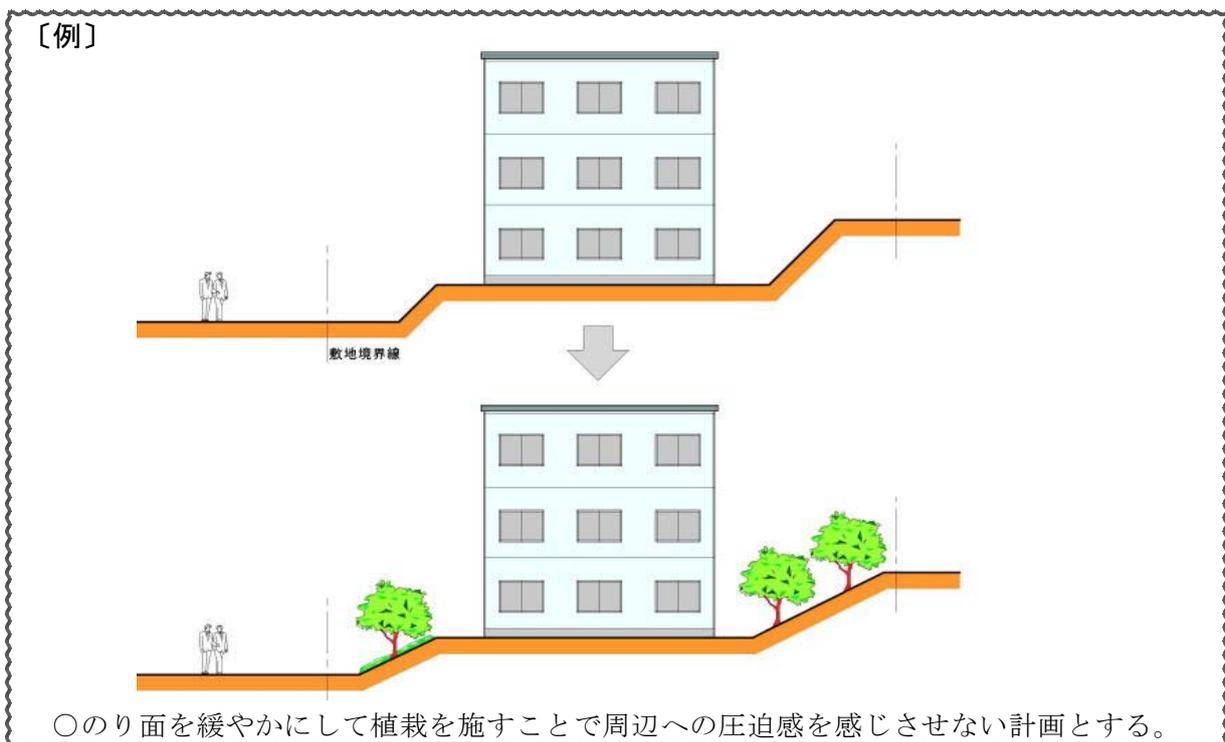
●【基準のねらい】

土地利用の効率性を考慮しつつ、のり面の勾配をできる限り緩やかにし、造成による周辺への圧迫感を軽減することが大切です。

また、のり面に緑化を行うことで、造成後の景観に潤いを与えます。

●【具体的方法】

- ①のり面勾配を緩やかにするとともに、犬走りを広く取るなど、ゆとりある計画とする。
- ②のり肩部をラウンディングさせて、周辺地形との連続性に配慮する。
- ③のり面に複数種の樹木、草本を組み合わせた植栽を設けて自然な植栽計画とする。



参考

ラウンディングについて

・盛り土や切り土で法面や法肩に丸みをつけることで、周辺地形との連続性に配慮して、自然な地形を生み出すように工夫する。

●【基準】 4-③

擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更

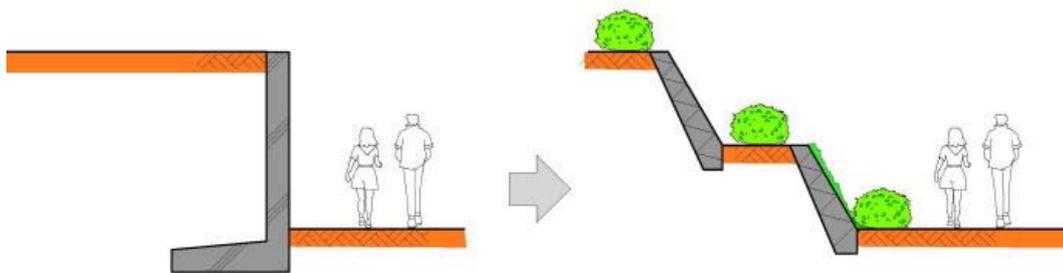
●【基準のねらい】

コンクリート面を露出させた圧迫感のある無機質な外観でなく、緑化等を図り周辺への圧迫感を軽減することが大切です。

●【具体的方法】

- ①のり面の緑化が難しい場合は、のり尻や擁壁際に植栽を設ける。
- ②周辺景観へ配慮して表面に自然石などを用いた擁壁とする。

〔例〕



○よう壁の上部や前面に植栽を施して人工的な違和感を軽減させるとともによう壁に傾斜を付けるなど圧迫感を与えない計画とする。



【擁壁の表面に植栽を施した事例】

開発行為

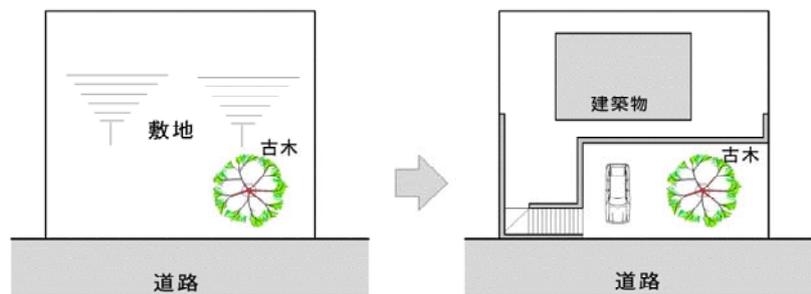
●【基準】 4-④

行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更

『参照』 2-(1)-⑤

〔例〕



○行為地内の古木を残せるように、よう壁や建築物の配置を考慮した計画とする。

開発行為

●【基準】 4-⑤

塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

●【基準のねらい】

開発地の周辺に広範囲に渡り塀・柵などがあると、その塀などが周辺に与える影響は大きいものです。周辺に配慮した形態や色彩の塀にすることで、違和感を軽減することが必要です。

●【具体的方法】

- ①塀・柵等の色を周辺に配慮した目立たない色彩に統一する。
- ②塀・柵等の高さを抑え、自然素材を活用して違和感のないよう配慮する。
- ③塀・柵等を境界から後退させ、境界際に植栽を施して塀の圧迫感を緩和する。

5. 土地の形質の変更に係る基準

土地の形質の変更

●【基準】 5-①

土石の採取、鉱物の掘採にあつては、周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	土地の形質の変更

●【基準のねらい】

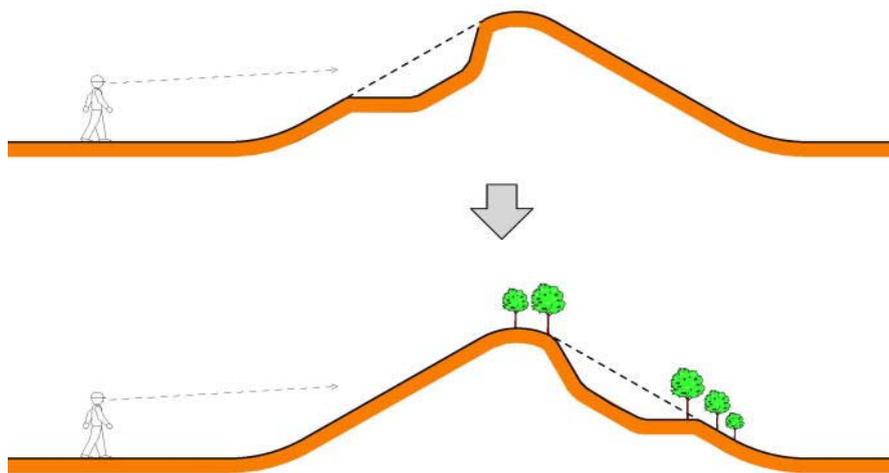
土石の採取や鉱物の掘採によって、緑がなくなり、山の地肌が露出することが多く、これらの行為が周辺の景観を損なうことがあります。

このため、道路、公園等の公共の場所から見通しにくい行為地を選定することや、行為が目立ちにくいよう行為地の周辺に緑化を行うなど工夫することが必要です。

●【具体的方法】

- ①道路等の公共の場所から見えない位置で採取や掘採をする。
- ②採取や掘採を行う場所を分割し、地形の改変を小さくする。
- ③行為地の周辺に植栽を行い、行為地を周辺から見えないようにする。
- ④行為地への出入口は、行為地内部を見通しにくい位置に設ける。

【例】



○掘削などは見えにくい場所で行い、行為地周辺の緑化を行う。

●【基準】 5-②

土石の採取、鉋物の掘採にあつては、採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	土地の形質の変更

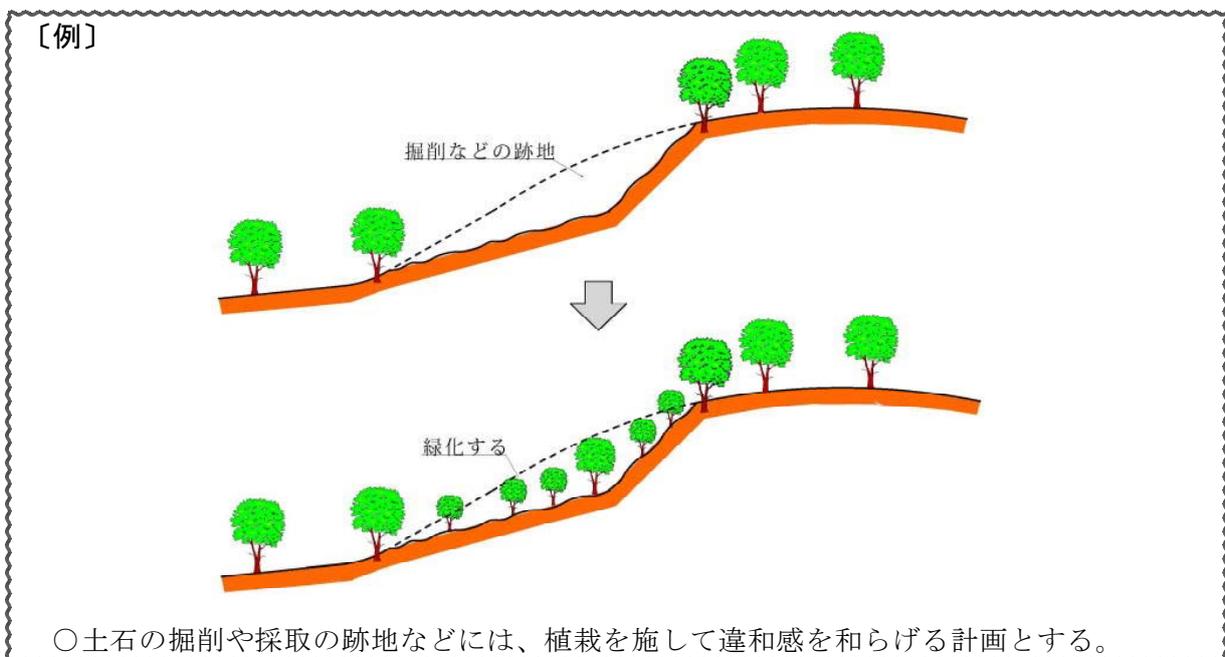
●【基準のねらい】

採取や掘採を行った跡地は、山の地肌が露出するため、周辺の景観を損なうことがあります。

このため、行為後は、できるだけ速やかに露出した地肌を緑化することが必要です。緑化に際しては、行為前の植生にできるだけ近づけ、時間とともに成長する樹木の特性を考慮したものとします。

●【具体的方法】

- ①採取や掘採が全て終了してから緑化に着手するのではなく、採取や掘採が終了した部分から、順に緑化する。
- ②採取や掘採を行った跡地に、採取や掘採を行う前の表土を残し、樹木等の良好な生育環境を整える。
- ③緑化を行いやすくするために、のり面が穏やかになるような採取や掘採の計画とする。
- ④採取や掘採を行った跡地の緑化は、行為前の植生と同種のものとするなど、地域の景観特性や気候、風土にあった樹種を選定する。



土地の形質の変更

●【基準】 5-③

土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更

『参照』 4-①

土地の形質の変更

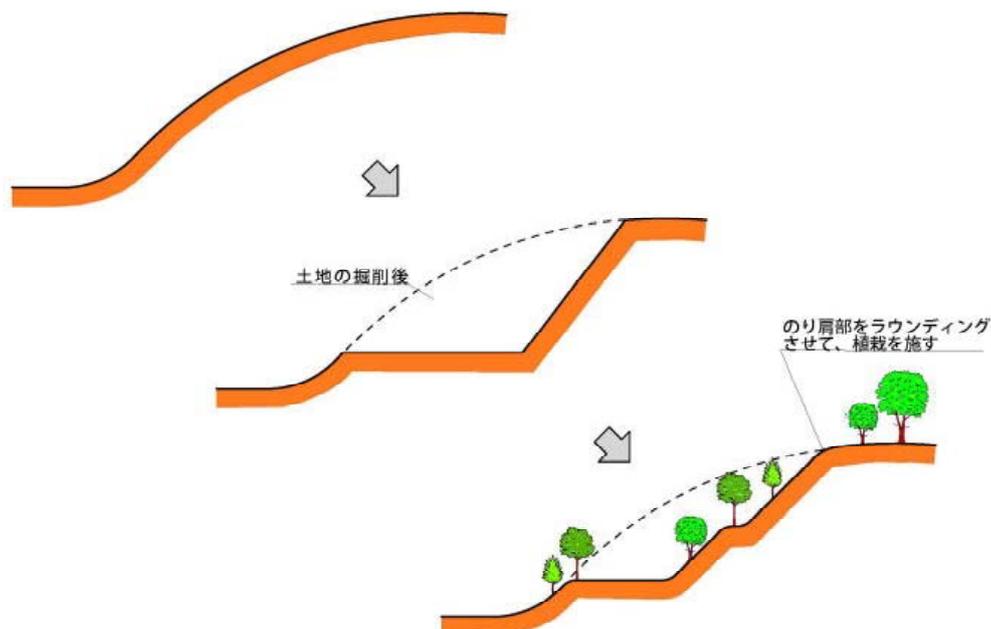
●【基準】 5-④

土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更

『参照』 4-②

〔例〕



○のり面は、勾配をできる限り緩やかにしてラウンディングを設けるとともに植栽を施して掘削地の違和感を緩和する計画とする。

土地の形質の変更

●【基準】 5-⑤

土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更

『参照』 4-③

土地の形質の変更

●【基準】 5-⑥

土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	土地の形質の変更

●【基準のねらい】

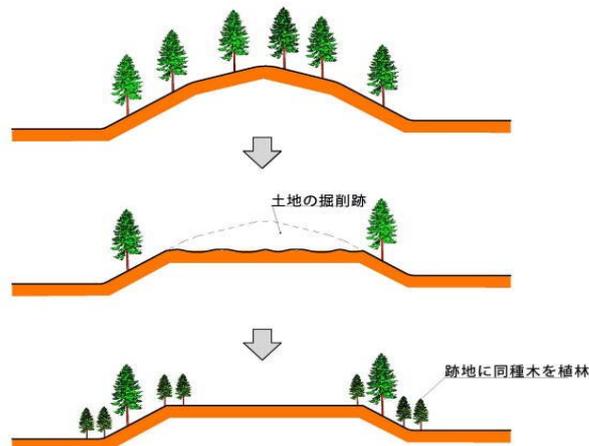
土地利用の効率性を考慮しつつ、行為地の周辺をできる限り緑化することにより、土地の開墾等による周辺への圧迫感を軽減することが大切です。

また、樹種の選定についても周辺の調和を図ることにより違和感を軽減して、景観に潤いを与えます。

●【具体的方法】

- ①行為地の周囲に生け垣などの植栽を設ける。
- ②開墾地後に複数種の樹木、草本を組み合わせた植栽を設ける。
- ③掘削後に種子を吹き付けて緑化を図る。

【例】



○現況の樹木をできる限り残すとともに、植林を行って周辺と調和した計画とする。

土地の形質の変更

●【基準】 5-⑦

行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

『参照』 2-(1)-⑤

土地の形質の変更

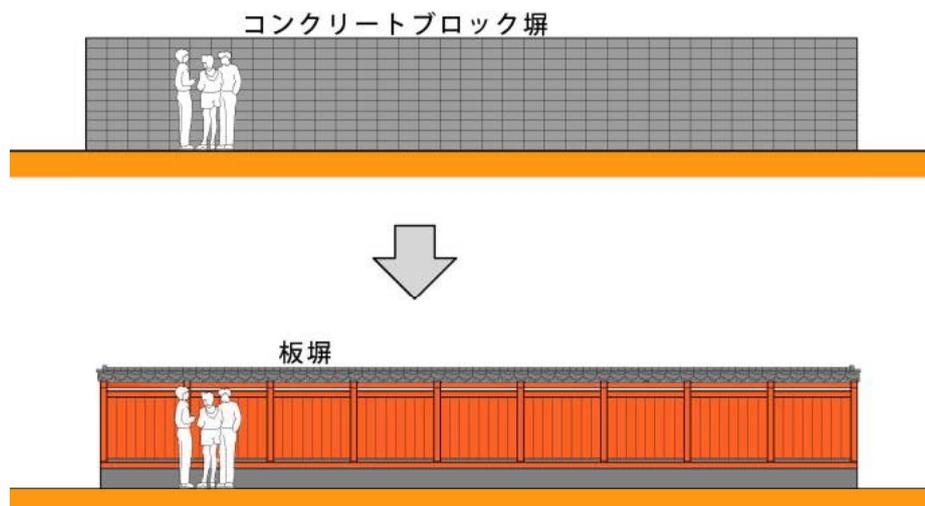
●【基準】 5-⑧

塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

『参照』 4-⑤

〔例〕



○塀を設ける場合は、無機質なものより周辺景観に配慮した計画とする。

6. 物件の堆積に係る基準

物件の堆積

【基準】 6-①

道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	物件の堆積

【基準のねらい】

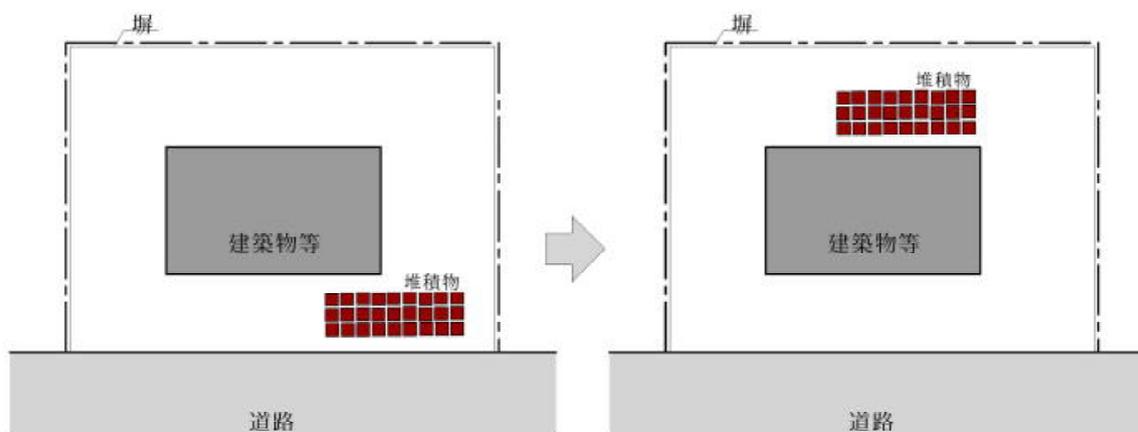
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物品の集積や貯蔵は、周辺の街並みや自然景観等と調和せず、景観を損ねることがあります。

このため、道路、公園等の公共の場所から目立たないように配慮することが大切です。

【具体的方法】

- ①集積・貯蔵する位置を道路、公園等の公共の場所からできるだけ離す。
- ②建築物、工作物等により、見えにくい位置に集積・貯蔵する。
- ③物品を小規模に分けたり、種類ごとに分類して集積・貯蔵する。

【例】



○堆積物などは、道路から見えにくい位置に移すことで景観に配慮する。

●【基準】 6-②

高さを可能な限り抑えけるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	物件の堆積

●【基準のねらい】

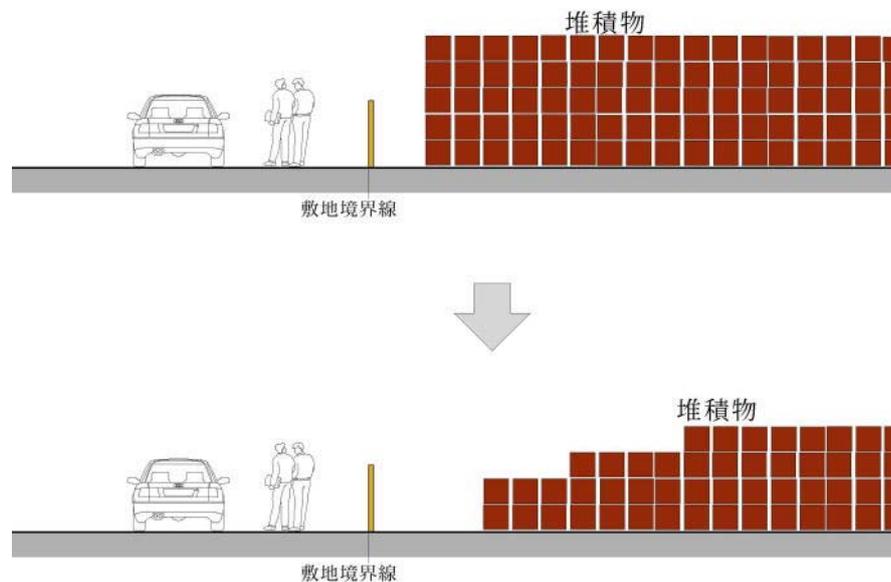
物件を高く積み上げたり、雑然とした物件の堆積は、周辺の景観に圧迫感や不快感を与えることになります。

このため、堆積する高さをできる限り抑えけるとともに、外から見られることを意識して、乱雑な景観とならないよう整然とした集積とすることが大切です。

●【具体的方法】

- ①堆積物の積み上げる高さは、できる限り抑える。
- ②物件は、整然となるように整頓して種類ごとに集積・貯蔵する。

〔例〕



○堆積物は、高さを低くして位置を後退させることで圧迫感を軽減させる計画とする。

●【基準】 6-③

行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	物件の堆積

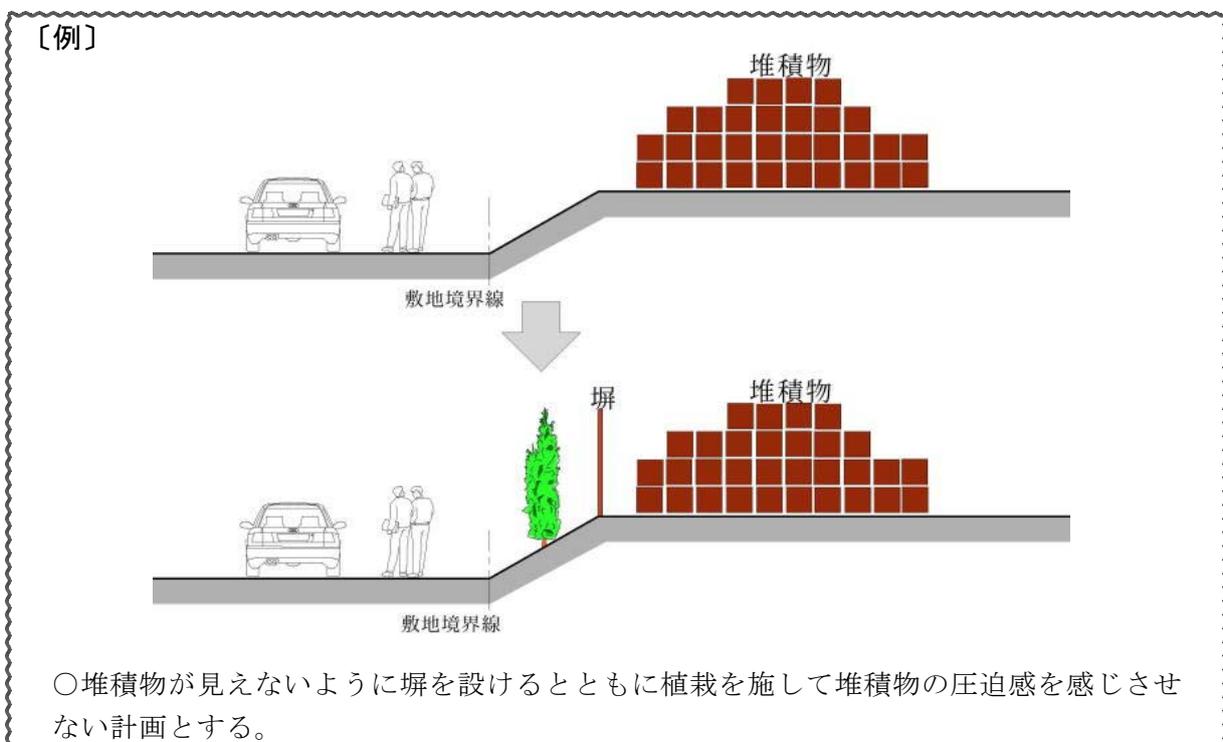
●【基準のねらい】

屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物品の集積や貯蔵は、高さを抑える、整然と積むなどの他、物品そのものが景観に配慮することが難しいため、道路、公園など公共の場所から見えなくすることが、最も簡単な景観への配慮方法となります。

このため、塀や植栽で行為地の周辺を囲うなど、行為地内部が見通せないよう、遮へいすることが大切です。

●【具体的方法】

- ①植栽等で堆積物が見えないように遮へいする。
- ②塀や柵を設ける場合は、境界から後退して設けるなど、周辺への圧迫感に配慮する。
- ③行為地への出入り口は、必要最小限度とし、行為地内部が見通しにくい位置に設ける。



物件の堆積

●【基準】 6-④

行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	建築物 ・ 工作物 ・ 開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

『参照』 2-(1)-⑤

物件の堆積

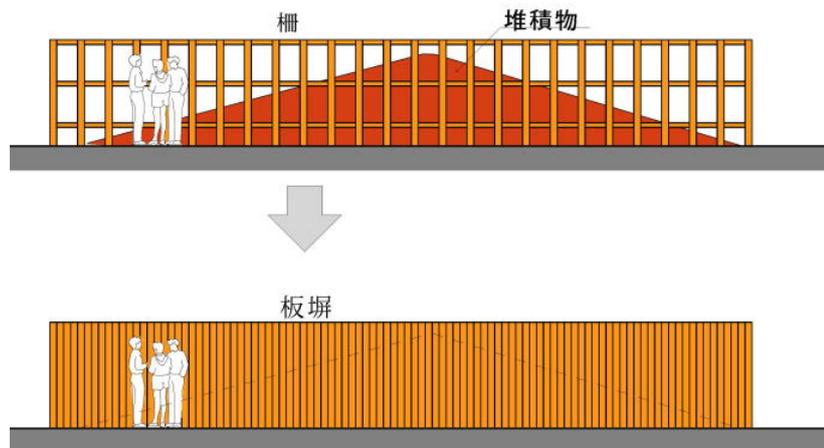
●【基準】 6-⑤

塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める「色彩に関する景観形成の基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

適用区域	一般区域 ・ 広域幹線沿道区域 ・ 第1種特定区域 ・ 第2種特定区域
適用行為	開発行為 ・ 土地の形質の変更 ・ 物件の堆積

『参照』 4-⑤

〔例〕



○柵状の塀を目通しのきかない塀に変えることで堆積物の違和感を軽減される計画とする。